

被災した自動車の代替自動車取得に係る非課税措置について

福島県

東日本大震災・原子力災害により被災した自動車(一定の要件を満たすものに限る)の代わりに取得した自動車は、申請により自動車取得税及び自動車税(平成23年度から平成25年度までの各年度分)の非課税措置を受けることができます。

この非課税措置は、平成26年3月31日までに取得した自動車対象ですが、平成26年度税制改正により、次のとおり一部延長される予定です。

1 平成26年度税制改正の内容

<自動車取得税>

適用期限が2年間延長され、平成28年3月31日までに取得した自動車・軽自動車の自動車取得税が非課税となります。

<自動車税>

次のとおり自動車を取得した年度と翌年度の自動車税が非課税となります。

平成25年度に取得した自動車…平成25年度及び平成26年度の自動車税

平成26年度に取得した自動車…平成26年度及び平成27年度の自動車税

平成27年度に取得した自動車…平成27年度及び平成28年度の自動車税

2 平成24年度以前に取得した代替自動車について

平成24年度以前に取得した代替自動車については、非課税となる期間が終了しますので、平成26年度から自動車税の納税が必要となります。

平成26年度自動車税納税通知書の発送は、平成26年5月8日(木)を予定しておりますので、避難等に伴い、現住所と異なる場所にお住まいの方につきましては、郵便局への転居届の手続きをしていただくか、電話又はホームページで県への住所変更の届出を行っていただきますようお願いいたします。

3 お問い合わせ先 (受付時間: 祝日を除く月曜日から金曜日まで、8時30分～17時15分)

御不明な点などありましたら、最寄りの地方振興局県税部へ御相談ください。

なお、県外へ避難されている方につきましては、大変恐れ入りますが以下の区分に係る地方振興局県税部へ御相談ください。

事務所名	所在地	電話番号	県外へ避難されている方
県北地方振興局県税部	〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6F	024-523-0051	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	024-935-1261	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269番地	0248-23-1519	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	0242-29-5261	新潟県・東海・近畿地方
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1	0241-62-5214	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地	0244-26-1127	埼玉県・四国・九州地方・沖縄県
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	0246-24-6025	山梨県・長野県・中国地方